

# 産業廃棄物管理票のポイント

排出事業者は、「産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努める」義務があるとされ、「委託した産業廃棄物が適正に処理されたかどうか」を確認する義務が課されています。

処理を委託した産業廃棄物が、自分の委託内容どおりに処理されたかどうかを確認する手段の一つが産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）制度であり、排出事業者は、産業廃棄物を委託する際に、マニフェストを受託者に交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することで適正な処理を確保する制度です。

マニフェストには、複写式の紙伝票を利用する「紙マニフェスト」と電子情報技術を利用する「電子マニフェスト」があります。それぞれにメリット・デメリットがあります。どちらを利用するかは、マニフェストを交付する排出事業者が選択できます。

なお、書面による委託契約は、処理責任を有する事業者と受託者とが委託内容について互いに十分確認することを趣旨としており、一方、マニフェスト制度は、実際に処理を委託した産業廃棄物を引き渡した後に産業廃棄物の流れを自ら把握するための制度なので、委託契約とは異なるものです。

## 1 マニフェストの様式

紙マニフェストの様式は、省令で定められており、この様式を使用しなければなりません。ここで紹介する業界団体で作成された様式は省令の内容に沿ったもので、利用者が使いやすいように工夫されています。

紙マニフェストは、排出事業者・収集運搬業者・処分業者がそれぞれ保管できるように7枚綴（直行用）、8枚綴（積替用）になっています。

The image shows a sample of the Industrial Waste Manifest (Manifest) A form. The form is divided into several sections:

- Header:** Includes the date (23/4), manifest number (1000000000), and sender/receiver names (山田 〇也).
- Sender Information:** Name (医療法人 ●●●●), address (京都府宇治市〇町1-2-3), and phone number (0774-00-0000).
- Receiver Information:** Name (病院 〇〇分院), address (京都府宇治市△町4-5-6), and phone number (0774-00-0000).
- Waste Details:** A table with columns for waste type (e.g., 1000 金属くず, 2000 2次性廃油), quantity (e.g., 10kg), and remarks (e.g., 10kg, 木の容器, 注射器, 感染症, 混卸, 中袋着用, 指し環).
- Transporter Information:** Name (株) ΔΔ 運輸, address (京都府〇〇区ΔΔ町1234), and phone number (075-000-0000).
- Disposer Information:** Name (株) 〇〇ケミカル, address (京都府〇〇区XX町5678), and phone number (075-000-0000).
- Footer:** Issued by: 社団法人 全国産業廃棄物連合会.

## 2 マニフェストの記載

### ① 「産業廃棄物の種類」

法第2条第4項及び施行令第2条に規定する産業廃棄物の種類を原則とし、特別管理産業廃棄物である場合にはその旨を記載しなければなりません。しかしながら、例えばシュレッダーダストのように複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合には、その混合物の一般的な名称を記載してかまいません。

### ② 「数量」

重量、体積、個数などその単位系は限定されません。

### ③ 「交付番号」「整理番号」

排出事業者が当該マニフェストを特定できる任意の番号を記載します。

### ④ 「交付担当者」

排出事業者の氏名又は名称ではなく、実際にマニフェストの交付を担当した従業員の氏名を記載します。ただし、法第21条の3第3項の建設業者の特例規定で、元請業者が下請負人を經由して受託者にマニフェストを交付した場合には、当該交付を担当した下請負人の氏名を記載します。

### ⑤ 「運搬受託者」「処分受託者」

排出事業者がマニフェストを交付する際に記載しなければなりません。

### ⑥ 「荷姿」

バラ、ドラム缶、ポリ容器など具体的な荷姿を記載します。

### ⑦ 「最終処分の場所」

最終処分を行う予定先の事業場の所在地を記載するものであって、事業場の所在地の市町村名及び事業場の名称などを記載してもかまいません。排出事業者は、中間処理を委託する場合であっても、処分受託者からその委託先を調査するなどして記載しなければなりません。また、「最終処分」とは、埋立処分、海洋投入処分又は再生のことをいい、委託した産業廃棄物について中間処理後に一部分が再生され、その余の部分が埋立処分される場合には、再生処理施設と最終処分場のいずれも記載しなければなりません。なお、最終処分の予定先が複数である場合などマニフェストに記載することが困難である場合には、「別途委託契約書に記載されたとおり」と記載し、これを省略してかまいません。

### ⑧ 「管理票交付者（処分受託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）」

排出事業者が交付する一次マニフェストでは記載する必要はありません（斜線を引きます）。二次マニフェストを交付する中間処理業者等が記載します。

例えば、木くずの焼却処分を行う中間処理業者が、焼却後の燃え殻の埋立処分を委託する場合は、当該燃え殻に係る焼却処分を受託した木くずについて、その焼却処分を委託した事業者の氏名又は名称及び当該事業者から交付されたマニフェストの交付番号を記載します。なお、中間処理を委託した事業者が複数である場合などマニフェストに記載することが困難な場合には、「別途帳簿に記載されたとおり」と記載して、省略してもかまいません。

### 3 マニフェストの交付と送付の確認

#### (1) マニフェストの交付

- ① 産業廃棄物の引渡しと同時に運搬受託者（処分のみを委託する場合にあっては処分受託者）にマニフェストを交付することが義務付けられています。

このため、マニフェストの交付は、産業廃棄物の種類ごと、運搬車ごと、運搬先ごとに交付するのが原則です。

例えば、産業廃棄物が1台の運搬車に引き渡された場合であっても、運搬先が複数である場合には運搬先ごとにマニフェストを交付しなければなりません。

また、運搬車ごとにマニフェストの備付け（携帯）が義務付けられています。

ただし、例えばシュレッダーダストのように複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合には、これを1つの種類としてマニフェストを交付することはかまいません。

#### ② マニフェストの交付者（例外）

例えば、農業協同組合、農業用廃プラスチック類適正処理協議会や構成市町村が農業者の排出する廃プラスチック類の集荷場所を提供する場合、ビルの管理者等が当該ビルの賃借人の産業廃棄物の集荷場所を提供する場合のように、産業廃棄物を運搬受託者に引き渡すまでの集荷場所を事業者提供しているという実態がある場合であって、その産業廃棄物が適正に回収・処理されるシステムが確立している場合には、事業者の依頼を受けて、当該集荷場所の提供者が自らの名義においてマニフェストの交付等の事務を行ってもかまいません。しかし、この場合でも、処理責任は個々の事業者であり、産業廃棄物の処理に係る委託契約は、事業者の名義において別途行わなければならない。

#### ③ 法第21条の3第3項に基づき下請負人が産業廃棄物を自ら運搬する場合（例外）

下請負人が自ら運搬する産業廃棄物の排出事業者は元請業者であることから、マニフェストは、元請業者が交付しなければなりません。なお、元請業者が下請負人を経由して受託者にマニフェストを交付することはかまいませんが、下請負人にはマニフェストの写しの送付、保存等の義務はありません。

#### <マニフェストの交付を要しない場合>

- ① 産業廃棄物を排出事業者自らが運搬又は処分する場合
- ② 産業廃棄物の処理を市町村に委託する場合（市町村が受け入れている場合）
- ③ 港湾管理者に廃油の処理を委託する場合
- ④ 専ら業者（古紙、古繊維、空きビン類、くず鉄のみの回収業者）に委託する場合
- ⑤ 環境大臣の認定を受けている業者に認定内容どおりの委託をする場合
- ⑥ 都道府県知事の指定を受けている業者に指定内容どおりの委託をする場合
- ⑦ 運搬用パイプラインを用いて処理を行う処理業者に処理を委託する場合（下水汚泥）

## (2) マニフェストの送付の確認

### ① マニフェストの保存

排出事業者は、交付したマニフェストの写し、送付されてきたマニフェストの写しを送付を受けた日から5年間保存しなければなりません。

- 交付したA票
- 運搬受託者から送付されたB2票（積替保管ではB4票、B6票も）
- 処分受託者から送付されたD票
- 処分受託者から送付されたE票

### ② 収集運搬受託者の役割

委託契約書で締結した目的地に運搬し、受入先に引き渡した後、収集運搬終了日や運搬担当者を記載したマニフェストB2票を、10日以内に排出事業者へ送付します。

処分受託者から送付されたC2票は、送付を受けた日から5年間保存する義務があります。

「産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集」欄は、積替え又は保管を行える収集運搬業者が、委託契約書で拾集することが認められている場合に、積替え又は保管の場所において、実際に拾集した量を記載します。

なお、運搬受託者は、運搬を再委託する場合は、再受託者に産業廃棄物を引き渡す際に、事業者から交付されたマニフェストを引き渡すこととし、再受託者は、運搬を受託した者の氏名又は名称などの必要な事項を訂正の上、運搬終了後にマニフェストの写しを事業者へ送付します。なお、再委託ができる場合は、排出事業者からあらかじめ書面で承諾を受けている場合に限ります。

### ③ 中間処理受託者の役割

処分が終了した後、処分終了日や処分担当者を記載したマニフェストD票を排出事業者（中間処理業者から処分を受託した場合にあっては、中間処理業者）に、C2票を収集運搬業者に、10日以内に送付します。

また、中間処理後産業廃棄物について、最終処分が終了した旨が記載された二次マニフェストE票の送付を受けたときは（ただし、中間処理後の産業廃棄物を複数の最終処分を委託した場合は、これら全てに係る二次マニフェストの送付を受けてから）、排出事業者から交付されたマニフェストE票に最終処分終了日と最終処分を行った場所の所在地を記載して10日以内に排出事業者へ送付します。

なお、中間処理後の産業廃棄物について、焼却処分を受託した場合における中間処理後の産業廃棄物とは、焼却後の燃え殻をいい、焼却に伴って生じたばいじん及び汚泥は含まれません。

C1票は、排出事業者へ送付した日から、また二次マニフェストのB2票、D票、E票は送付を受けた日から5年間保存します。

#### ④ 最終処分業者の役割

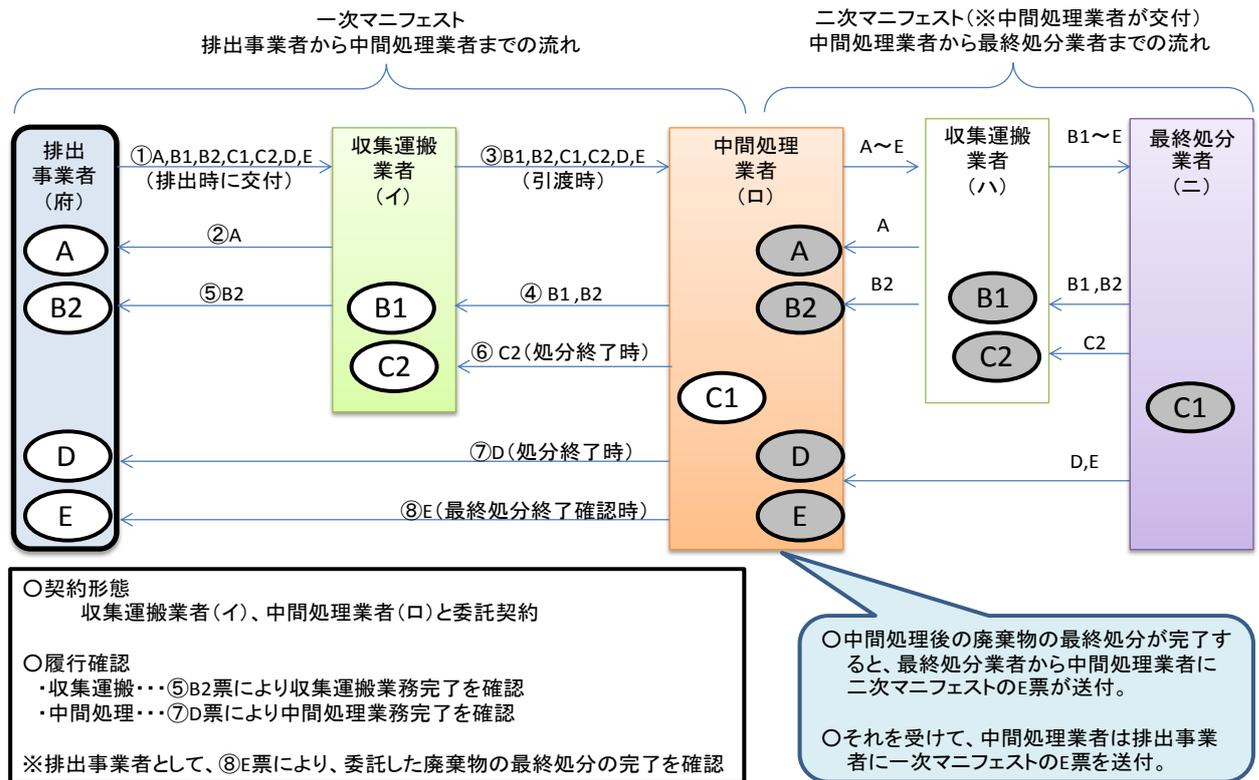
処分が終了した後、最終処分終了日や処分担当者及び最終処分を行った場所を記載したマニフェストD票及びE票を排出事業者（中間処理業者から処分を受託した場合にあっては、中間処理業者）に、C2票を収集運搬業者に、10日以内に送付します。

なお、再生を受託した場合における「最終処分終了日」については、実際に有償売却された年月日ではなく、中間処理をして産業廃棄物を客観的に有償売却できる性状の物とした年月日のことです。

また、「最終処分を行った場所」は、最終処分を行った事業場の所在地を記載し、事業場の所在地の市町村名及び事業場の名称などを記載してもかまいません。

C1票は、排出事業者に送付した日から5年間保存します。

## <マニフェストの一般的なフロー（収集運搬～中間処理を委託する場合）>



- ① 排出事業者は、7枚複写の伝票（A、B1、B2、C1、C2、D、E票）に必要事項を記入し、産業廃棄物とともに7枚全部を収集運搬業者（イ）に渡す。
  - ② 収集運搬業者（イ）は産業廃棄物を受領した際、「運搬受託」の欄に記名し、A票を排出事業者に戻す。（排出事業者はA票を保管）
  - ③ 収集運搬業者（イ）は産業廃棄物の運搬を終了したときは、運搬終了日を記入し、中間処理業者（ロ）に廃棄物とともに渡す。
  - ④ 中間処理業者（ロ）は「処分の受託」の欄に記名し、B1、B2票を収集運搬業者（イ）に戻す。
  - ⑤ 収集運搬業者（イ）は、B1票を自らの控えとして保管し、運搬終了後10日以内に、B2票を排出事業者に送付する。（排出事業者はB2票を保管）
  - ⑥・⑦ 中間処理業者（ロ）は産業廃棄物の中間処理を終了したときは、処分終了日を記入し、C1票を自らの控えとして保管し、処分終了後10日以内にC2票を収集運搬業者（イ）に、D票を排出事業者にそれぞれ送付する。
  - ⑧ 中間処理業者（ロ）は、最終処分業者（二）から送付された（注）二次マニフェスト上のE票を確認し、排出事業者から交付されていたE票（一次マニフェスト）に最終処分先及び最終処分終了日を記載し排出事業者に送付する。
- （注） 中間処理業者（ロ）が収集運搬業者（ハ）に二次マニフェストを発行し、中間処理後の廃棄物とともに最終処分が完了するまでマニフェストが流通する。最終処分が完了すると、最終処分業者（二）から中間処理業者（ロ）に二次マニフェストのE票が送付される。

## 4 排出事業者の義務

### (1) マニフェストの写しが送付されない場合等における講ずべき措置

事業者は、次の場合には、その委託に係る産業廃棄物の処理に関し、当該産業廃棄物の処理の状況を速やかに把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生防止のために必要な措置を講じなければなりません。

講ずべき必要な措置としては、例えば、委託した産業廃棄物が処分されずに放置されている場合なら委託契約を解除して他の産業廃棄物処分業者に委託することや、処理困難通知を発生した運搬受託者又は処分受託者が処理を適切に行えるようになるまでの間は当該受託者に新たな処理委託を行わないことなどが想定され、個別の状況に応じた適切な措置を採り得ることになります。

また、【 】内に掲げる期限までに、その講じた措置等の内容を都道府県知事に報告しなければなりません。

- ① マニフェストの交付の日から90日（特別管理産業廃棄物は、60日）以内にマニフェストB票・D票の送付を受けないとき、又はマニフェストの交付の日から180日以内に最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストE票の送付を受けないとき【期間が経過した日から30日以内】
- ② 中間処理産業廃棄物についての最終処分が終了した旨が記載されていないマニフェストE票の送付を受けたとき【マニフェストの送付を受けた日から30日以内】
- ③ 虚偽の記載のあるマニフェストの送付を受けたとき【虚偽の記載のあることを知った日から30日以内】
- ④ 運搬受託者又は処分受託者から処理困難通知を受けたとき【運搬受託者又は処分受託者に引き渡した産業廃棄物について処理が終了した旨のマニフェストの送付を受けていないときは、当該通知を受けた日から30日以内】

### (2) マニフェスト交付状況等報告

産業廃棄物を排出する事業者は、事業場ごとに、その年の6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付したマニフェストの交付等の状況（産業廃棄物の種類及び排出量、マニフェストの交付枚数等）に関する報告書を都道府県知事に提出しなければなりません。

なお、電子マニフェストを利用した場合にあっては、情報処理センターが集計して都道府県知事に報告を行うため、報告する必要はありません。

※ 排出量の単位は、実際に委託した産業廃棄物の具体的なトン数を記載することが基本ですが、困難な場合は、廃棄物の種類毎に $m^3$ からトンに換算して記入してもよい。また、委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を記載すること。

## 5 電子マニフェスト

電子マニフェストとは、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者が財団法人日本産業廃棄物処理振興センター運営の情報処理センターに登録、報告し、情報処理センターを経由して排出事業者が委託した産業廃棄物の流れを最終処分まで確認する仕組みです。事業者にとってもマニフェストの記入手続やその写しの保存が不要となるなど事務処理手続が大幅に簡素化され、また、委託した産業廃棄物の処理の状況を容易に把握することができるなどの特徴を有しています。

また、平成23年4月1日より開始された優良産廃処理業者認定制度において、優良基準の一つとして、産業廃棄物処理業者が情報処理センターに電子マニフェストシステムへの登録をしており電子マニフェストが使用可能であることが挙げられています。

電子マニフェストシステムを利用する場合、排出事業者と委託先の収集運搬業者及び処分業者の三社が加入している必要があります。

電子マニフェストに係る詳しい内容や登録手続きは、財団法人日本産業廃棄物処理振興センター情報処理センターのホームページ (<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>) をご覧ください。

### 【電子マニフェスト導入の利点】

#### ①事務の効率化

- ・パソコンや携帯電話から簡単に登録・報告が可能
- ・排出事業者によるマニフェストの保存が不要
- ・産業廃棄物の処理状況の確認が容易
- ・マニフェストのデータの加工が容易
- ・事務効率化による人件費の削減

#### ②法令の遵守

- ・マニフェストの誤記・記載漏れを防止
- ・処理委託した産業廃棄物の処理終了確認期限を自動的に通知し、確認漏れを防止

#### ③データの透明性

- ・マニフェストの偽造を防止。マニフェスト情報の変更等の履歴もシステムで管理
- ・マニフェスト情報を第三者である情報処理センターが管理・保存

#### ④管理票交付状況の行政報告

- ・電子マニフェスト利用分は、情報センターが報告するため排出事業者の報告が不要